

令和4年度第2回登米市入札契約監視委員会

日時：令和5年1月17日（火）

午後2時00分～

場所：登米市役所迫庁舎

3階 第2委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 報 告

(1) 令和4年度（上半期）入札及び契約の状況報告・・・資料1

(2) 指名停止措置の運用状況報告・・・・・・・・・・資料2

(3) 過去の委員会意見に対する対応状況報告・・・・・・・・資料3

4 議 題

(1) 抽出事案の審議・・・・・・・・・・資料4

5 その他

6 閉 会

令和4年度上半期入札方式別集計表

契約期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日

入札方式	件数	区分・品目	備考
条件付一般競争入札	1件	工事計 水道施設工事	1件 1件
制限付一般競争入札	28件	工事計 水道施設工事 解体工事 舗装工事 電気工事 土木一式工事 建築一式工事 管工事 機械器具設置工事 とび・土工・コンクリート工事 建設関連業務	24件 3件 1件 6件 1件 9件 1件 1件 1件 1件 4件
指名競争入札	142件	工事計 土木一式工事 水道施設工事 浄化槽施設工事 電気工事 舗装工事 建築一式工事 機械器具設置工事 建設関連業務 物品（購入・製造・賃貸） 役務の提供	42件 9件 2件 9件 5件 3件 13件 1件 22件 32件 46件
随意契約 (予定価格20万円以上のもの)	148件	建設工事 建設関連業務 物品（購入・製造・賃貸） 役務の提供	10件 9件 38件 91件
総契約件数	319件		

指名停止情報

令和4年12月31日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止の始期	指名停止の終期	指名停止 期 間	指名停止する登録業種	指名停止措置事由
1	(株)ビー・プロ	宮城県	令和4年4月27日	令和5年4月26日	12月	物品の製造・販売	独占禁止法違反
2	東洋セキュリティ(株)	宮城県	令和4年6月20日	令和5年3月19日	9月	役務の提供	不正又は不誠実な行為
3	アイサワ工業(株)	岡山県	令和4年6月30日	令和5年3月29日	9月	建設工事	談合等
4	(株)銭高組	大阪府	令和4年6月30日	令和5年3月29日	9月	建設工事	談合等
5	(株)浅沼組	大阪府	令和4年9月8日	令和5年6月7日	9月	建設工事	談合等
6	(株)大塚商会	東京都	令和4年10月28日	令和5年10月27日	12月	物品の製造・販売 役務の提供	独占禁止法違反
7	(株)ニチイ学館	東京都	令和4年10月28日	令和5年10月27日	12月	物品の製造・販売 役務の提供	独占禁止法違反

登米市入札契約監視委員会からの意見に対する対応状況 (※入札・契約手続き全般に関する意見を抜粋)

資料3

No.	年	開催回	年月日	委員会意見	対応状況			取り組みによる効果
					現状	実施時期	具体的取り組み	
1	R2	第1回委員会 (書面開催)	R2.10.9～ R2.11.24	・不随意契約がやむを得なかったとしても、頻発するのは好ましいことではないと思われる。契約時期が年度末とならないように早めに入札を行うことも対応策の一つであると思われる。	対応済	R2.12月	・翌年度当初から業務等を行うために債務負担行為による契約の締結が必要となる案件について、これまでは2月定期議会で債務負担行為の補正をして入札を執行していたが、2カ月前倒しして12月定期議会での対応とすることにより、入札執行時期を早めた。	・入札執行時期を早めることにより、1度目の入札で不調という結果であっても、指名業者や設計内容の原直しを行い、再度入札を執行する期間が持てるようになった。このことにより、1年度末で早急に業者を決定する必要がある」といった理由で、当初から不落随意契約の条件を設定する案件を減らすことができた。
2	R3	第1回委員会	R3.7.29	・見積りを2者から取ったが、落札した会社も見積りをした会社だったことを考えると、その1者のみが入札し、落札したと考えることもできる。不正等が発生する蓋然性を如何に排除した状況が作れるかにも注意が必要と考える。	随時	R4.10月	・翌年度予算要求の時期等に、事業費積算の基礎とするための参考見積書徴取のあり方、採用単価の算出方法に関する留意点等についての通知を行った。	・予算要求時期等に通知を出すことで、入札において適切な競争性を保つための予算確保に對する意識付けを行い、且つ、特定の業者との癒着など、不正な入札の排除に繋がることが期待できる。
3	R3	第2回委員会	R3.12.21	・高額な工事が適正に応札されているという客観性の担保が必要であることは言うまでもないが、そのためには、応札者が複数で競争原理が働いていることが基本的要件となる。予定価格の積算が容易になってきている昨今、透明性と競争性の確保が必要であると思われる。	対応済	R4.7月	・1者入札の取り扱いについては、東日本大震災後の特例として、指名競争入札において応札者が1者であっても入札は有効として取り扱って来たが、令和4年7月1日以降の指名通知案件については、工事の指名競争入札において1者のみの応札だった場合、入札を中止とする改正を行った。	・複数者で価格を競い合うことが競争入札の本来的な姿であり、1者入札の取り扱いを見直すことで競争入札の透明性を確保するとともに、適正な競争性を確保することにより、より経済的な契約締結に繋がることが期待できる。
4	R3	第2回委員会	R3.12.21	・どのような入札方法や業者選定条件を設定していくか、未だ余地があると思われる。また、その前段の業者登録の書類作成、提出方法などの簡素化も進め、応募しやすくしていくべきである。	随時	R4.11月	・入札方法や業者選定条件の設定については、過去の入札結果などを参考にしながら、入札案件ごとに随時検討を行う。 ・業者登録の簡素化に関しては、令和5・6年度の登米市競争入札参加資格審査申請書類について、総務省で定めた標準様式を採用することとした。	・国で定めた統一様式を採用することで、業者の事務負担の軽減に資することにより、最適な入札参加を容易なものとするにより、最適な事業者の選定に寄与することが期待できる。
5	R4	第1回委員会	R4.7.19	・設計書の積算に当たって参考見積書を徴取した2者うちの1者が落札者となった案件があり、参考見積書を徴取した業者を入札に参加させるのは好ましいことではない。	未対応	未定	・参考見積書を徴取した業者を入札へ参加させないとした場合、参考見積書の提出を拒否されるおそれがあることについては、必ずしも認められずに参加させることについては、真に認められないことではあることから、今後、登米市建設技術調整委員会等の場で、その取り扱いについて検討を重ねていきたい。	・参考見積書を徴取した業者の入札参加について明確な基準を定めることにより、特定の業者との癒着など、不正な入札の排除に繋がることが期待できる。

審議案件一覧

(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

No	入札方式	工事名称(業務名称)	区分・種目	予定価格 (税抜)(円)	担当課
1	制限付 一般競争入札 (低入札価格 調査方式)	豊里花の公園整備工事	土木一式工事	63,250,000	住宅都市整備課
2	制限付 一般競争入札	東和地域小学校改修工事実施設計業務	建設関連業務	18,700,000	学校教育課 住宅都市整備課
3	制限付 一般競争入札	米山地区公共施設複合化整備事業地質調査業務	建設関連業務	7,124,700	総務課
4	指名競争入札	新町・高石線防護柵設置工事	土木一式工事	3,058,000	建設総務課
5	指名競争入札	高規格救急自動車購入	物品購入	28,108,080	警防課
6	指名競争入札	定期清掃業務(東和総合支所ほか22件)	業務委託	8,294,000	契約検査室

審議概要	
案件No	1
案件名	豊里花の公園整備工事
入札経過及び結果等	<p>本案件は制限付一般競争入札で執行をしたところ12者の入札参加申請があり、落札率は89.09%であった。</p> <p>低入札価格調査の対象として入札を執行した結果、1回目の入札で調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格を示した者が1者あり、低入札価格調査を行ったうえで落札決定に至った案件である。</p>
事業概要	<p>豊里こども園の設置による豊里花の公園の区域変更に伴い、公園を新たに整備するもの</p>
委員会意見	<p>調査基準価格を下回り、低入札価格調査を行ったうえで契約締結に至った案件であることから、請負後に適切な工事がなされているかについて中間検査を行い、品質が確保されていることを確認する必要があると思われる。</p> <p>低入札価格調査制度を適用するにあたっては、入札の公告において丁寧な対応を行い、入札参加者が誤って見積りしないようにしなければならない。</p>

審議概要	
案件No	2
案件名	東和地域小学校改修工事実施設計業務
入札経過及び結果等	<p>本案件は制限付一般競争入札で執行をしたところ、8者の入札参加申請があり、落札率は92.17%であった。</p> <p>業務委託であることから低入札価格調査の適用外であり、最低制限価格を設けて入札を執行したところ、1回目の入札では全者予定価格に達しなかったことから、再入札を行い落札決定となったものである。</p>
事業概要	<p>東和地域の小学校3校を統合し、現在の中学校校舎を小学校と中学校が同居できるような形に改修することを目的として、実施設計業務を発注したもの</p>
委員会意見	<p>関係者の説明を聞いて何の問題もないことが分かった。</p>

審議概要	
案件No	3
案件名	米山地区公共施設複合化整備事業地質調査業務
入札経過及び結果等	<p>本案件は制限付一般競争入札で執行をしたところ、17者の入札参加申請があり、落札率は80.23%であった。</p> <p>前件と同様に、業務委託であることから低入札価格調査の適用外であり、最低制限価格を設けて入札を執行したところ、1回目の入札で予定価格以内の有効な入札が5者、予定価格に達しなかった入札は無く、予定価格以内ではあったものの、最低制限価格を下回り失格となった入札が12者という結果であった。</p>
事業概要	米山地区公共施設複合化整備を行うにあたり、地質調査業務を発注したもの
委員会意見	公共事業の品質の確保や、人件費のダンピングによる労働条件の悪化を防止するために、低入札の排除を徹底することは将来の労働力確保の観点からも有効である。

審議概要	
案件No	4
案件名	新町・高石線防護柵設置工事
入札経過及び結果等	<p>本工事は指名競争により入札を執行し、指名業者については、「土木一式工事」指名等基準に基づき、設計金額が500万円未満の場合に指名する、施工地である南方町が属するエリアに登録のある市内C等級の業者10者を指名したところ3者の応札があり、落札率は97.13%であった。</p>
事業概要	新町・高石線と並行して流れる用水路への車両の転落を防止するため、ガードレールを設置したもの
委員会意見	<p>3者が札を入れて、2者が最低制限価格を下回ったため失格となった。</p> <p>担当者の説明によると、最低制限価格を下回った業者については仕様書に記載してある作業を見落としたのではないかという話であったが、3者のうち2者が見落とすというのは記載方法が悪いのではないかと推測される。</p> <p>トラブルを予防するためにも、仕様書は特記事項も含めて注意して作成する必要がある。</p>

審議概要	
案件No	5
案件名	高規格救急自動車購入
入札経過及び結果等	<p>本案件は指名競争により入札を執行し、指名業者については、「車両類」部門の特殊車両（消防ポンプ車、救急車）に登録のある市内、準市内及び県内業者26者を指名したところ4者の応札があったが、うち2者については、「入札参加される場合は、納入を予定している物品について事前に担当課の承諾を得る」とした条件に反していたことから、入札無効の取り扱いとしたものである。</p> <p>結果、残った2者により入札を執行したところ、1回目の入札で落札者が決定し、落札率は83.63%であった。</p> <p>なお、予定価格が2千万円以上の財産の取得にあたるため、議会での承認が必要であったことから、議決後に本契約となった案件である。</p>
事業概要	登米市消防本部車両更新計画に基づき、高規格救急自動車1台を購入したものの
委員会意見	<p>特殊車両である高規格救急車の購入で、A者とB者しか国内では対応できないのに26者を指名し、結果、2者以外は参加していない状況となっている。業者選定の際の登録業種の区分が大まかなため、26者が対象となったとのことであり、公平ではあるが非効率的なやり方と思わざるを得ない。今後はもっと効率的なやり方を追及してほしい。</p> <p>また、高規格救急自動車はまさに特殊車両で、安全性を含めて様々な特殊機能が要求される。登米市消防本部が別に求める特殊機能もあろう。これは一種の注文生産・購入と考えてよい。登米市消防本部が必要最小限備えるべき機能をすべて満たした救急車でなければならない。そう考えると、この場合にこそ品質を保证するための最低制限価格が設定されてしかるべきではなかったか。最低制限価格を設ける場合とそうでない場合とをどう考えるべきか、この問題についても再考していただきたい。</p>

審議概要	
案件No	6
案件名	定期清掃業務（東和総合支所ほか22件）
入札経過及び結果等	<p>本案件は指名競争により入札を執行し、指名業者については、「庁舎等管理」部門の定期清掃業務に登録のある市内業者5者を指名したところ5者の応札があり、落札率は99.21%であった。</p>
事業概要	東和総合支所ほか22施設について、床ワックス塗布、窓清掃及び照明器具清掃等の業務を業者委託をしたもの
委員会意見	関係者の説明を聞いて何の問題もないことが分かった。

総合的所見

委員会意見

今回の委員会では、計6件の案件を抽出し審議した。その結果、どの案件にも不正が疑われるようなことは見受けられなかった。

今回の審議では、予定価格や最低制限価格の他に、調査基準価格と失格基準価格が登場している。

予定価格、調査基準価格及び失格基準価格が適用されている案件は、案件1「豊里花の公園整備工事」だけである。

予定価格及び最低制限価格が適用されている案件は、案件2「東和地域小学校改修工事実施設計業務」、案件3「米山地区公共施設複合化整備事業地質調査業務」、案件4「新町・高石線防護柵設置工事」及び案件6「定期清掃業務（東和総合支所ほか22件）」の計4件である。

予定価格だけが適用されている案件は、案件5「高規格救急自動車購入」だけである。

今回初登場した調査基準価格に対応して失格基準価格がある。上記3つのケースのどれに当てはまるかは、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度によってきちんと定められているので、その意味では何の問題もないと思われる。

ただし、若干懸念される点もいくつかあるので、以下に述べる。

①最低制限価格制度及び低入札価格制度の存在が入札予定者にきちんと正しく認識されているのかどうかという問題である。もちろんどの価格も秘匿しなければならないが、最低制限価格あるいは調査基準価格（と失格基準価格）のどちらが適用されるのか、どちらも適用されないのかについては、入札予定者に情報として知らしめる必要がある。

②調査基準価格についてだが、この価格以下での入札者に対して業務の実施が可能か確認し、問題がなければ当該価格で落札されるとのことだが、失格基準価格以上で調査価格以下の場合、実行可能性調査が入るとのこと、実質的には失格基準価格以上であればOKということと理解した。

このこと自体ルール化されており手続きに問題はないと思うが、上記の場合、落札後工事等の途中で追加費用の発生等がある場合、その内容によっては何のための入札であったのかとの疑義が生じる可能性もあるので、予定価格の十分な検討が大事だと思われる。また、入札情報の開示の際に丁寧な対応を行い、入札者が誤って見積もりしないようにしなければならない。

③案件5についてだが、特殊車両である高規格救急自動車の購入で、A者とB者しか国内では対応できないのに、26者に指名競争入札させ、結果上記の2者以外参加していない。業者選定の際の登録業種の区分が大まかなため、26者が対象となったとのこと。公平ではあるが、非効率的なやり方と思わざるを得ない。今後はもっと効率的なやり方を追及してほしい。

また、予定価格を依頼するにしてもこの2者しかないのに、どちらも予定価格よりも500万円程度低く価格を提示しており、予定価格はあまり意味のないものになっているように感じる。予定価格に定価が用いられたのではと思料するが、それでも実質的な競争（値引き）になっており、幸いにも何もしないで定価で購入するよりも合理的なものになっている。

さらに、案件についてもう一つ問題がある。高規格救急自動車はまさに特殊車両で、安全性を含めて様々な特殊機能が要求される。登米市消防本部が別に求める特殊機能もあろう。これは一種の注文生産・購入を考えてよい。登米市消防本部が必要最小限備えるべき機能をすべて満たした救急車でなければならない。そう考えると、この場合にこそ品質を保証するための最低制限価格が設定されてしかるべきではなかったか。最低制限価格を設ける場合とそうでない場合とをどう考えるべきか、この問題についても再考していただきたい。

④予定価格を下回り、最低制限価格か調査基準価格を上回る価格を提示した業者が落札できるわけだが、決定額が最低制限価格や調査基準価格に非常に近い場合には、この内容が最も期待される適切な工事内容であるのかの

検証、品質保証が課題になると考えられる。例外的に調査基準価格を下回っても採択された案件については特にそうであろう。工事途中での中間モニタリングや工事終了後の事後検証を怠らないようにしなければならない。

以上いくつか件される点について述べたが、各部署におかれては、引き続き行政サービスの質を維持・向上しつつ、市民から疑念を持たれない、適正かつ合理的な予算執行に努めていただきたい。